

①建設業労働災害防止協会長崎県支部が実施する「現場管理者統括管理講習」、「職長・安全衛生責任者教育」、「職長・安全衛生責任者能力向上教育」、「総合工事業者のためのリスクアセスメント研修」及び「熱中症予防指導員・管理者研修」のうちのいずれかの講習を受講した場合に、1講習につき2点を該当する工事業種について審査点数に加える。ただし、加点の上限は5点とする。

②建設業労働災害防止協会長崎県支部の会員が同支部が実施する安全衛生活動（現場パトロール、教育活動）に2回以上参加した場合又は次の表彰を受けた場合に、該当する工事種類について5点を審査点数に加える。

ただし、加点を受けた者が審査対象特定日の直後1年間において労働災害を発生させた場合、次年度の加点は行わないものとする。

・厚生労働大臣顕彰

・建設業労働災害防止協会長表彰

・建設業労働災害防止協会長崎県支部長表彰（優良賞に限る。）

(ウ) 建設業従事職員数

建設業者が雇用する職員のうち、建設業者の決算日において常勤と認められた者については、該当する工事種類について、一人につき0.2点を審査点数に加える。ただし、加点の上限は40点とする。

(エ) 防災協定及び防疫協定

審査対象特定日において、下記に該当する場合は該当する工事種類についてそれぞれの審査点数に加える

①長崎県と「大規模災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定書」を締結した団体に所属し、大規模災害発生時に一定の役割を担う者、かつ審査対象特定日以前1年間において、団体が一定の活動（講習会等）を実施し、その活動に参加した者に20点を審査点数に加える。

②長崎県と「家畜伝染病発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定書」等を締結した団体に所属し、家畜防疫発生時に一定の役割を担う者、かつ審査対象特定日以前1年間において、防疫活動や県が開催する演習等又は団体が開催する一定の活動（講習会等）に参加した者に10点を審査点数に加える。

(オ) 県内企業及び県産材の優先発注

県が発注した工事のうち、審査対象特定日の属する年の前年の4月1日から1年間に契約しかつ工事完成確認書を通知した請負金額500万円以上の工事について、次の各項目を算定した点数の合計を審査点数に加える。

① 1件の工事ごとの請負金額のうち、元請施工額（※1）と、下請施工額（※2）に県内建設業者の下請契約額占有率（※3）を乗じて得た数値を合算し、その結果を100万円で除して得た数値に0.01を乗じて求められる点数とする。ただし当該点数の上限は30点とする。

なお、この算定方法は基本的には次の式により表わされる。

$$\text{付与点数} = (\text{元請施工額} + \text{下請施工額} \times \text{県内建設業者の下請契約額占有率}) \div 100\text{万円} \times 0.01$$

（※1）元請施工額とは、請負金額から一次下請契約額の合計を差し引いた金額

（※2）下請施工額とは、一次下請契約額の合計

（※3）県内建設業者の下請契約額占有率とは、全下請契約額に占める県内建設